

## 複数単価契約における業者決定までの手順

平成30年2月23日

- ① 各項目の見積単価にそれぞれの予定数量を乗じた額の総額により、最低（又は最高）価格者となる見積業者を選定します。
- ② 選定された見積業者の全ての項目の見積単価が、予定価格以下（又は以上）であれば契約業者として決定となります。
- ③ 予定価格超過（又は未満）の見積単価がある場合は、その旨を当該見積業者に連絡し2回目の見積書を徴取し、当該単価が予定価格以下（又は以上）となれば契約業者として決定となります。
- ④ ③の結果、当該項目の見積単価が予定価格以下（又は以上）とならない場合又は2回目の見積書提出を辞退した場合は、総額が2番目に低い（又は高い）見積業者と②～③の手続きを同様に行います。
- ⑤ 以下、総額が低い（又は高い）順に②～④の手続きを行った結果、いずれの業者にあっても、全ての項目が予定価格以下（又は以上）とならない場合は、不調とします。

### 【備考】

- ・①～⑤のカッコ内の表記は、「売払い」の契約に適用します。